○財務省告示第九十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年三月二十四日

財務大臣　額賀　福志郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第一回	八十五億七千百三万円	八十四億八千四百十九万二千九百六十四円
合計		八十五億七千百三万円	八十四億八千四百十九万二千九百六十四円